「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針

令和４(2022)年８月10日

保健福祉部高齢対策課

１　趣旨

　この指針は、介護保険法（平成９年法律第123号）第115条の35第３項に規定する介護サービス事業者に対して行う調査について、必要な事項を定めるものである。

２　調査の対象

　　介護サービス事業者に対して行う調査について必要があると認めるときとは、次に掲げるときとする。ただし、(2)及び(3)に掲げるときに該当する事業者であって、福祉サービス第三者評価を実施しているもの又は外部評価が義務づけられている地域密着型サービスを提供するものに対しては、原則として調査を行わないものとする。

(1) 事業者自ら調査を希望するとき。

(2) 事業者が報告した内容に虚偽が疑われるとき。

(3) 公表する内容について利用者等から通報があったとき。

３　調査項目

　調査項目は、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）別表第１及び別表第２に掲げる項目の内、県が必要と認める事項とする。

４　調査の実施

　　調査は、原則として県が行う運営指導に併せて実施するものとする。